# 座間味村老人クラブ連合会

（名称）
第１条　　本会は、座間味村老人クラブ連合会という。

（事務所）
第２条　　本会の事務局は、社会福祉法人座間味村社会福祉協議会内（沖縄県島尻郡座間味村字座間味１０９番地）に置く。

（設立日）
第３条　　本会の設立日は、昭和５１年１０月１日とする。

（目的）
第４条　　本会は、会員相互の親睦をはかると共に余生を健康と幸福に過し幾分なりとも社会に協力し、感謝と誠意をもって明るい生活を営むことを目的とする。

（事業）
第５条　　前条の目的を達成するため次の事業を行う。
（１）　修養会、講演会、懇談会等
（２）　慰安会、観劇会、相互の娯楽会
（３）　社会見学、観光旅行等
（４）　社会奉仕
（５）　その他本会の目的達成に必要な事業

（組織）
第６条　　本会は、座間味村内に居住する６０才以上の者で組織する。